

(平成 21 年度 財団法人トラスト 60 委託研究)

海外年金基金の ESG ファクターへの取り組みに関する調査研究

(抜粋)

平成 21 年度 1 月

財団法人 年金シニアプラン総合研究機構

# 第4章 海外年金基金のESGファクターへの取組み に関する調査結果

〔図表 4-1-1〕 調査対象機関一覧（年金基金：6カ国・17基金）

分類	基金名	略称	資産額	時点	ランキン グ
<b>&lt;フランス&gt;</b>					
公的	フランス年金積立基金	FRR	4兆1,230億円	2009/9/30	59
公的	フランス公務員付加年金機構	ERAFFP	8,401億円	2008/12/31	-
<b>&lt;スウェーデン&gt;</b>					
公的	スウェーデン国民年金第1AP基金	AP1	2兆2,306億円	2009/6/30	110
生命保険	AMF年金保険会社	AMF	3兆4,431億円	2009/6/30	67
<b>&lt;英国&gt;</b>					
教職員	大学退職年金	USS	2兆7,101億円	2008/3/31	74
企業	BP企業年金	BP	1兆5,708億円	2008/12/31	134
<b>&lt;オランダ&gt;</b>					
公務員	オランダ公務員総合年金	APG	20兆9,819億円	2008/12/31	3
公務員	オランダ医療関係者年金	PGGM	8兆5,878億円	2008/12/31	17
公務員	オランダ運輸産業関係者年金	PV	8,272億円	2008/2	-
<b>&lt;米国&gt;</b>					
公務員	カリフォルニア州公務員退職年金	CalPERS	17兆375億円	2009/11/6	4
教職員	カリフォルニア州教職員退職年金	CalSTRS	11兆2,461億円	2009/9/30	9
公的	ウィスコンシン州投資委員会	SWIB	5兆3,339億円	2008/12/31	28
公的	コネチカット州退職年金	CRPTF	1兆7,434億円	2008/12/31	103
公務員	オハイオ州職員退職年金	OPERS	5兆1,095億円	2008/12/31	34
公的	フロリダ州管理理事会	SBA	11兆1,857億円	2009/8/31	12
公的	ワシントン州投資理事会	WSIB	6兆848億円	2009/9/30	37
<b>&lt;カナダ&gt;</b>					
公的	カナダ年金制度投資委員会	CPPIB	10兆1,070億円	2009/9/30	23

(注1) 資産額は Bloomberg の 2009/11/30 時点の対円為替レートを用いて計算。1 ユーロ=129.25 円、1 スウェーデンクローナ=12.297 円、1 ポンド=141.52 円、1 米ドル=86.31 円、1 カナダドル=81.64 円

(注2) ランキングは Pension & Investments 2009.9.7

〔図表 4-1-2〕 調査対象機関一覧（年金基金以外：4カ国・6機関）

分類	機関名	略称
<b>&lt;フランス&gt;</b>		
フォーラム	ユーロシフ	Eurosif
<b>&lt;スウェーデン&gt;</b>		
研究財団	ミストラ	Mistra
<b>&lt;英国&gt;</b>		
運用機関	ハーミーズ・エクイティ・オーナーシップ・サービス	HEOS
運用機関	アクサ・インベストメント・マネジャーズ	AXA IM
インデックスベンダー	FTSE	FTSE
<b>&lt;オランダ&gt;</b>		
運用機関	Sparinvest	Sparinvest

## 2 調査結果概要

### 2.1 ESG 投資の背景

#### ① フランス

公的年金の積立基金である FRR、ERAFP とともに労働組合からの強い要請が背景にあり、ESG 投資を行うことが実質的に基金設立の要件であったと言えよう。伝統的にフランスの労働者の間には、年金制度は（現役世代の保険料を給付に充てる）賦課方式で運営されるべきだとする共通認識がある。その理由は（給付に必要な資金を予め積み立てる）積立方式に対する反感だ。積立方式は、懸命な労働によって得られた掛金を年金基金が卑しい利殖のために投資する、という点がアングロサクソン型の金融資本主義的であるとして忌み嫌われている。しかし、フランスでは少子高齢化により従来の賦課方式では年金制度の破綻は目に見えており、両基金の設置により積立方式の導入が図られようとしていた。ここでの関門は、理事会メンバーの約半数を占め、総じて積立方式に批判的な労働組合の代表者の説得だった。そこで持ち出されたのが ESG 投資である。投資であっても ESG が考慮されるならば、それは「正しい資本主義」であるとして受け入れられたのだ。

#### ② スウェーデン

スウェーデンでは、持続可能（サステイナブル）な社会構築が国家戦略として掲げられ、それが数々の政策に反映されている。国民年金の AP 基金（今回の調査対象は AP1）の根拠法にもミッションとして倫理・環境を考慮した投資を行うことが規定され、ESG 投資を行う直接のきっかけとなった。環境研究財団の Mistra はこの国家戦略のもと国内で行われる環境関係の研究を助成しているが、更に財団資産の全てをサステイナブル投資で運用しており、非常に実験的なプレーヤーと言える。中でも第 7AP 基金と連携しプライベート・エクイティを介して新技術を産業育成する試みは興味深い。生命保険会社の AMF はブルーカラー労働者の職域年金 SAF-LO の資産運用をメインビジネスとしている。SAF-LO の加入者は運用機関を 20 社以上の中から選択することができ、AMF は他社とシェアを競う中で顧客（SAF-LO 加入者）への訴求を目的として ESG 投資に取り組んでいる。これより国家の示すビジョンが国民に広く浸透していることの一端が伺えよう。

#### ③ 英国

英国における年金基金の SRI への取り組みの背景として、2000 年の年金法改正が挙げられる。この改正により、年金基金が投資決定の際に、投資先企業の ESG に関する状況についてどのように配慮しているのかを開示することが要求された。年金基金が SRI に投資することを直接的に義務づけたものではなかったが、事実上 SRI 投資を後押しするきっかけとなった。開示を通じた緩やかな規制により ESG 投資を誘導するという英国のやり方は、他国

でも参考にされた。

ただし一方で、クラスター爆弾製造に関連している企業を機械的に排除することのみをもって ESG 投資に取り組んでいると主張するなど、SRI 投資の本質的進展まで行かず形骸化されているという指摘も一部にはある。

#### ④ オランダ

2007年3月に放映されたドキュメンタリー番組 *Zembla* が大きな反響を呼んだ。オランダの年金基金がクラスター爆弾や地雷の製造に関わっている企業に投資しているという実態を映したのである。これは大問題であるという世論が巻き起こり、クラスター爆弾や地雷の製造に関わる企業は排除するということが、年金基金にとっての当然の要件となった。

オランダは英国などとは異なり、ESG 投資に対する法的な規制は今のところ存在しない。だが、オランダは欧州の中でも ESG 投資において先進的な位置づけであり、国民が自分達の問題意識に従って ESG 投資が自発的に発展してきた感がある。

#### ⑤ アメリカ

文献調査した7つの年金基金について、ESG 投資を行う法規制面の背景の特徴は、州法においてスーダン・イラン関連企業へのダイベストメント（投資排除）を定めているところが多いということであろう。カリフォルニア州法では、スーダンへのダイベストメントに加え、環境投資への要請についても定めている。

## 2.2 ESG 投資に関する投資哲学

### ① フランス

FRR は ESG 投資を行う上で基本的に国連グローバル・コンパクト、ILO の中核的労働原則、武器禁止条約を参照している。ただ、あくまでリターンを求めることが原則で、ESG 投資は情報に不確かな部分が多いことがリスクだがそこにリターンの可能性があるとしている。

ERAFP は全ての資産の投資判断において人権、社会的進歩（雇用やディーセントワーク）、民主化（組合結成の自由等）、環境、ガバナンスの5つの基準を適用している。少なくとも同基金設立当時 ESG 投資はパフォーマンスをあげるものとしてではなく、労働組合の要請に応えるための政策として意識されていた。

### ② スウェーデン

AP1 をはじめとする AP 基金は ESG 投資を行う上でスウェーデンが批准する国際条約を判断基準としている。これは国民の代表である議会が支持した外交方針に沿うことは、受益者（国内の全労働者）の広い同意が得られるであろうという同基金の方針に立ったものである。AMF も顧客であるブルーカラー労働者の多様な価値観への配慮から、国際条約や国連グローバル・コンパクト、OECD ガイドラインをもとにした投資方針を定めている。

# カリフォルニア州職員退職年金基金

## (California Public Employees' Retirement System : CalPERS)

### 1 基金の概要

#### 1.3 組織の概要

CalPERS はカリフォルニア州公務員向けの公的年金基金であり、全米最大の公的年金としても有名である。プラン対象者は、州職員、学校職員、立法府議員、裁判官、消防団員、嘱託州兵などである。

2009年7月末時点の運用資産残高は約18兆円(1,904億米ドル @94.7円/ドル)、加入者約49万人、受益者110万人超、所属団体数約2,600である。資金力や先進的かつ積極的な運用姿勢から全世界からの注目度も高く、資産運用業界内での存在感も大きい。「もの言う株主」の代表格として、コーポレート・ガバナンス活動に熱心であるほか、環境に関しても多様な投資戦略を展開している。

国	アメリカ カリフォルニア州
分類	公的年金
設立時期	1932年
資産総額	1,974億米ドル(2009/11/6) <sup>52</sup> 全米第1位 <sup>53</sup>
運用形態	内部運用割合 62% (2007/9)
資産配分	グローバル株式 51.8% グローバル債券 24.3% 株式オルタナティブ 10.8% 不動産 9.4% インフラ連動債 2.4% (2009/7/31)

#### 1.2 ガバナンス

13名の理事から成る理事会方式を採っている。13名の内訳は、内部選出者6名、州知事による任命者3名、州行政機関の現職者4名である。理事会の下の意思決定委員会として、投資委員会、財務委員会、給付・プログラム管理委員会、医療給付委員会、業績・報酬委員会が置かれている。

業務執行に関しては、執行役員11名のもと、社員数約2,300名（うち運用部門は250名超）の体制が敷かれている。

## 2 ESG投資に関する取り組み

### 2.1 ESG投資を始めたきっかけ

1980年代より、パッシブ運用の一環として、投資先企業のコーポレート・ガバナンス活動（G）への関与を開始した。環境（E）については、カリフォルニア州政府からの要請に応じ

52 カルパース・ホームページ(2009年11月16付)より

53 Pensions & Investments (2008年12月22日付)より

て 2004 年 4 月から投資行動を開始した。

## 2.2 法的な規制

環境面では、カリフォルニア州財務長官が 2004 年 2 月に環境投資戦略 (Green Wave Initiative) を提唱し、CalPERS と CalSTRS に対して環境投資の実施を要請した。

具体的には、①プライベート・エクイティによるクリーン・エネルギー関連企業への投資、②株式資産の一部を環境スクリーニング・ファンドに配分、③環境に関する企業の情報開示の推進、④不動産ポートフォリオにおける省エネ推進 を実施項目として挙げている。

社会面では、2007 年 1 月に施行されたカリフォルニア州法においてスーダン関連企業に対する投資制限が定められている。同法は州の年金基金に対して、スーダンで活発な事業活動を展開している企業への投資禁止や、スーダン関連企業への全ての投資についての州議会への報告義務を課している。

## 2.3 ESG 投資に関する基本的な考え方

株主行動により企業の経済的な価値にも影響を与えることが可能なため、株主は責任を持つべきだとの信念を持っている。

パフォーマンスの観点からは、ESG 要因はパフォーマンスにも影響を与えると考えている。

## 2.4 実施している ESG 投資手法

CalPERS では、大別して 5 種の ESG 投資を実行している。

- ① エンゲージメント (議決権行使を含む)
- ② コーポレート・ガバナンス・ファンド
- ③ 環境テーマ・ファンド
- ④ インテグレーション
- ⑤ ネガティブ・スクリーニング ※各項目に関する詳細は後述。

上記に加え、PRI への署名、CDP (カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト)、INCR (気候リスク投資家ネットワーク)、EITI (採取産業透明性イニシアチブ)、ICGN (国際コーポレート・ガバナンス・ネットワーク) といった ESG 投資に関連する各団体にも参加し、中心的役割を担っている。

## 2.5 ネガティブ・スクリーニング

前述の通り、カリフォルニア州法では 2007 年 1 月よりスーダン関連企業への投資制限を定めているが、CalPERS は、同法施行以前の 2006 年 5 月に「スーダンの政府がひどい人権抑圧をもたらした大量殺戮を止めるまで、将来にわたり (選択された) 9 つの企業に投資しない」として、ダイベスト対象企業の名前を公表している。特定された 9 企業とは、Bharat Heavy Electrical Ltd.、China Petroleum and Chemical Corp.、Nam Fatt Co.、Oil & Natural Gas Co.、PECD Bhd.、PetroChina Co.、Sudan Telecom Co.、Tatneft OAO、Videocon Industries Ltd. である。

このような投資排除に加え、CalPERS では他の公的年金と連携して、スーダン関連企業に対して投資を行っている機関投資家に対しても、その行動を見直すよう働きかけを行っている。

## 2.6 テーマ・ファンド

### ■コーポレート・ガバナンス・ファンド

CalPERS では 1999 年より「コーポレート・ガバナンス・インベストメント・プログラム (CGIP)」を進めている。CGIP は、外部アセット・マネジャーに運用を委託する「コーポレート・ガバナンス・ファンド」、外部パートナーの協力を得て自家運用を行う「コ・インベストメント (Co-Investment) プログラム」の二つの取り組みで構成される。実行にあたっては専属組織のコーポレート・ガバナンス・チームが担当する。

2009 年 6 月末現在、CGIP では 22 の外部アセット・マネジャーおよび投資パートナーを利用し、37 億米ドルの投資を行っている。1999 年の投資開始以降 2008 年 6 月までの投資結果は、対ベンチマークで 500bps のアウトパフォーマンスであった。

2007 年 2 月には、投資対象をエマージング市場まで拡張することが理事会で承認され、2008 年 5 月には初の「韓国コーポレート・ガバナンス・ファンド」が開始した。

### ■環境テーマ・ファンド

#### ①環境テクノロジー・ファンド

代替エネルギー技術、水や大気の浄化技術、クリーン・マテリアルに投資するファンド。2009 年 6 月現在、NGEN、Craton Equity Partners、Carlyle/Riverstone、DFJ Element、RockPort Capital Partners、VantagePoint Venture Partners、EnerTech Capital の 7 つの外部運用パートナーに 2 億米ドル (2007 年以降の通算で 6 億米ドル) の運用を委託している。

#### ②環境不動産投資

環境性能 (エネルギー効率、節水技術、リサイクル等) に優れたビルなど、環境に配慮した不動産に投資するファンド。投資不動産を通じた環境負荷低減だけでなく、優れた投資リターンも狙う。CalPERS 理事会では、今後 5 年間で投資ポートフォリオにおける省エネ 20% を目指すとしている。

### ■森林への直接投資

## 2.7 エンゲージメント (議決権行使含む)

「もの言う株主」の代表格として、企業との直接対話を通じて問題企業のガバナンス改善に働きかけるエンゲージメント活動にも積極的である。2007-08 年度は、32 の株主提案を行ない、そのうち 25 企業との継続的な直接対話により、対象企業のガバナンス改善に成功したと発表している。また、CalPERS は毎年、米国株式および外国株式ポートフォリオの構成企業の中から財務パフォーマンスおよびガバナンスが悪い企業を特定し、フォーカスリストとしてその企業名を公表している。2009 年のフォーカスリスト対象企業は 4 社、Eli Lilly、Hill-Rom

Holdings、Hospitality Properties Trust、IMS Health, Inc の名を挙げている。2008 年のフォーカスリスト対象企業は 5 社、2007 年度は 11 社であった。

## 2.8 インテグレーション

4つの外部アセット・マネジャーのポートフォリオにおいて、投資判断過程で ESG を考慮している。具体的には、ユニバース作成段階で環境ファクターを考慮、銘柄選択において環境リサーチを導入、ESG ファクターの採用などを行っている。

## 参考文献

CalPERS ホームページ (<http://www.calpers.ca.gov/>)



## 第5章 資料編

### 1 各国の ESG 投資に関連する法規制について<sup>1</sup>

#### 1.1 各国の責任投資に関する法規制のまとめ

英国	法規制（開示要求）
スウェーデン	法規制（開示要求）
ノルウェー	ガイドライン・アプローチ
その他の北欧 (デンマーク、フィンランド)	直接的な法規制なし
ドイツ	法規制（開示要求）
イタリア	法規制（開示要求）
オランダ	ガイドライン・アプローチ
スイス	ガイドライン・アプローチ
フランス	法規制（開示要求）
北米	直接的な法規制なし
カナダ	直接的な法規制なし
オーストラリア	法規制（開示要求）
ニュージーランド	法規制（開示要求）

<sup>1</sup>（ご注意）本節は、財団法人年金シニアプラン総合研究機構が設置した「海外年金基金の ESG ファクターへの取り組みに関する研究会」の委員である寺山恵氏が第 2 回 研究会(2009 年 1 月開催)での使用を目的に作成した資料を元に当機構が取りまとめたものです。本節の内容は 2009 年 1 月時点において、直接、あるいは他の情報源から取得したものに基いているため、その後の変更等については反映されていない可能性があります。

## 1.2 各国の責任投資に関する法規制

### 英国 法規制（開示要求）

#### *The RI Pension Disclosure Regulation*

Statutory Instrument 1999 No. 1849. (Came into force 3 July 2000.)

b) after regulation 11 insert -

“ Additional content of statement of investment principles 11A. The matters prescribed for the purposes of section 35(3)(f) of the 1995 Act (other matters on which trustees must state their policy in their statement of investment principles) are-

- (a) the extent (if at all) to which social, environmental or ethical considerations are taken into account in the selection, retention and realisation of investments; and
- (b) their policy (if any) in relation to the exercise of the rights (including voting rights) attaching to investments.”

RIの契機となったとされる年金法改正。2000年より施行された。社会、環境、倫理に関する考慮をする場合はその内容についての開示が加わったことで、既にRIを実践していた年金基金にお墨付きを与えることになった。しかし、近年、この法改正のインパクトを過大評価しすぎとの声もある。

#### *その他の法規制*

##### SORP2005

“the extent (if any) to which social, environmental or ethical considerations are taken into account” in their investment policy

チャリティ・セクターに対してのレポーティング基準（SORP）の中に、投資方針のなかにESG考慮があればその内容を報告するように求められている。

### スウェーデン 法規制（開示要求）

#### *Swedish government directive*

The Public Pension Funds Act 2000:192 (Came into force in 2002)

Sweden's AP funds “must take environmental and ethical considerations into account without relinquishing the overall goal of a high return on capital”.

表現に曖昧さが残るとの指摘がある。財務省は最近、AP各ファンドがこの法律を準拠しているかどうかをチェックするためにAPファンドRI戦略評価委員会を立ち上げた。いずれ、この評価を元にAPファンドに対する新しいガバナンス基準やRI規制が導入されるかもしれない。

ノルウェー	ガイドライン・アプローチ
-------	--------------

*Ethical Guidelines*

Ethical Guidelines for the Government Pension Fund Global 2004

“Firstly, the Fund should be managed with a view to achieving high return that will enable coming generations to benefit from the country’s petroleum wealth. Secondly, the fundamental rights of those affected by companies in which the Fund invests should be respected. This ethical basis is promoted through two instruments: exercise of ownership rights and exclusion of companies from the Fund’s investment universe”.

当ガイドラインは生物兵器やクラスター爆弾など特定の武器製造に関わる企業を投資から排除するよう要求している。これにより倫理委員会を設置、当該倫理ガイドラインに反する企業の排除を財務省にアドバイスしている。

その他の北欧 (デンマーク、フィンランド)	直接的な法規制なし
--------------------------	-----------

RI 関連の法規制やガイドラインは無いが、RI に関連した特定目的の立法は行われることがある。例えば、デンマークは 2006 年にデンマークの企業にミャンマーとの商取引を禁止する法律を導入している

ドイツ	法規制 (開示要求)
-----	------------

*The Pension Disclosure Regulation 2000, Modified 2005*

The Act on the Supervision of Insurance Companies 2000, modified 2005 (§115(4) VAG)

“Pension funds have to inform pension beneficiaries in written form, at the point of signing their contract and on an ongoing yearly basis, if and how ethical, social and environmental issues are considered.”

英国同様の開示に関するもので、年金基金は受益者に対して倫理、社会、環境の問題についての考慮をしている場合は書面で報告しなければならない。

*The Pension Fund Reform*

The Pension 2005 (L 252/2005) Fund Reform D.Lgs n. 252/2005)

“Pension funds must specify in their annual report – ‘Nota Informativa’ - if, and to which degree, responsible investment (RI) has been taken into account in the actuation of the investment policy with special focus on (RI) strategies, investment criteria and, eventually, the voting policy (i.e. the way voting rights associated with RI have been exercised)”.

2005年の年金基金法改正により、開示が義務付けられた。2008年1月施行。これにより年金基金はESG問題を投資に組み入れているか否か、またその程度について、株主としての権利の行使の状況について年次報告において開示しなければならなくなった。

RIに関連する法規制は今のところないが、検討はされている模様である。

*その他の法規制およびガイドライン***Green Investment Directive 1995**

環境対応のあるプロジェクトへの金融を促進するために制定。グリーン金融仲介機関からのリターンに関しては所得税免除がある。

**Corporate Governance Code 2003 by the Dutch Corporate Governance Committee (Tabaksblat Committee)**

正式な法律ではないが、広く産業界に遵守を求めるものである。

**The Arrived Future 2007**

年金基金のESG対応のガイドラインを示すレポートである。

RIに言及した法規制は無い。しかし、共済組合の議決権行使に関する記述の部分に、運用機関に議決権行使の方針があるか否かを開示するように求めたものがある。また、議決権行使の方針が無い場合にはその理由を示すように求めており、間接的な法規制（ソフト・ロー）と理解されている。

Voting Rights in Switzerland - Article 49a1 Management task - (Article 51, Para. 1 and 2, 53a and 71, Para. 1, LPP2):

“1 The provident society shall set clear objectives and principles, which must be complied with, governing the execution and control of the investment of capital in order that the joint body may perform its management task fully.

The provident society shall define the rules which it intends to apply to the exercising of its shareholders' rights.

The provident society shall take appropriate organisational measures to enable the requirements under Article 48f to 48h to be implemented. It shall stipulate the conditions which must be fulfilled by the persons and establishments responsible for investments and for the management of capital.

The provident society may refer to the standards and regulations of recognised organisations and associations when establishing the provisions in accordance with Para. 3.5”.

RIに関連した法案についての議論は2003年の金融市場の下落を受けて廃案となった。ガイドラインとしては、OECD Guidelines for Pension Fund Governance (2005)に準拠を謳う年金基金は多い。今後法規制がでてくるとすれば、もっと年金運営に柔軟性を認めて、RIへの取組みを促すようなものになるだろう。

## フランス 法規制（開示要求）

\* EU内で最も厳格なRI関係の法規制を持つ。

### *The RI Pension Disclosure Regulation*

A Disclosure Regulation concerning the Public Pension Reserve Fund (FRR) 2001

“The management board (...) implements the investment policy guidelines and regularly reports to their supervisory board and particularly relates on how these guidelines have taken into account social, environmental and ethical considerations”

投資方針ガイドラインの実施状況について、とりわけガイドラインがどのように社会、環境、倫理面を考慮しているかについての報告を義務付ける。

The law on the generalisation of employee savings plans 2001 (Law No 2201-152, Article 21)

“ Employee saving funds must specify the social, environmental or wthical considerations the fund management company must take into account when buying or

selling stocks and securities. The fund's annual report indicates how these considerations have been taken into account”.

Employee saving funds は運用会社が証券の売買において考慮しなければならない社会、環境、倫理要因を特定しなければならない。また年次報告についてこれらの考慮について説明しなければならない。2002 年に Employee saving funds の RI をチェックする Union Committee が発足したが、当委員会はフランス国内の金融商品について財務、社会、環境面からの品質をチェックしてラベルをつけている。

北米	直接的な法規制なし
----	-----------

RI を促進するような直接的な法規制は無い。再生可能エネルギー基準やその他の環境に関連して各州の州法が 50 通りに存在する。州法レベルでミャンマーやスーダンへの不投資法を定めている州もある。

#### その他の関連法案

##### Sarbanes-Oxley Act 2002

企業に対してコーポレート・ガバナンスの枠組み（内部統制）を求めている。CEO, CFO は開示内容の正確性と内部統制の有効性評価について署名をしなければならない。求めている仕組みとその運営状況につき報告を求めている。

また、SEC は Mutual Funds に対して Proxy voting policies の開示を要求している。

カナダ	直接的な法規制なし
-----	-----------

RI 促進のための直接的な法規制はない。

#### その他の関連法案

##### National Instrument 81-106

Mutual Funds と labour-sponsored funds に対して議決権行使をウェブサイトで公開するよう要求している

##### Special Economic Measures (Burma) Regulation

カナダ国民の、ミャンマーに対する投資を禁止したもの

また、カナダの証券委員会は公開企業に対して、有価証券報告書内の環境に関する開示をチ

チェックすると通知している

## オーストラリア | 法規制（開示要求）

### *Financial Services Reform Act*

#### Financial Services Reform Act (FSRA)

All investment funds (including Super Funds) are required by law to disclose to what extent ESG factors are taken into consideration in the selection, retention or realisation of an investment. Ethical funds are required to set out their criteria for what is and what is not an “ethical” investment.

豪州のいわゆる金商法にあたる金融サービス法の改正で、すべての投資商品において ESG 要因を考慮している場合には開示しなければならなくなった（年金基金も含まれる）。英国のものより、より広く金融商品をカバーしたものになっている。

#### その他の関連法案

#### The National Greenhouse and Energy Reporting Act 2007

The National Greenhouse and energy Reporting System (NGERS) is a single streamlined framework for the mandatory reporting of greenhouse gas emissions and energy consumption and production by Australian corporations.

The Greenhouse and Energy Data Officer (GEDO)がこの法律によって設置された。NGERS をフレームワークとして、企業に対して炭素排出とエネルギーの消費生産の開示を義務付けるものとなっている。

## ニュージーランド | 法規制（開示要求）

### *The RI Pension Disclosure Regulation*

#### KiwiSaver Scheme Act 2008

2008年4月よりすべてのKiwiSaver Scheme (Superannuation Funds) はRIへのアプローチについて開示を義務付けられた。